

西播磨を巡るデジタルスタンプラリー 仕様書

本仕様書は、西播磨ツーリズム振興協議会（以下「甲」という。）が発注する「西播磨を巡るデジタルスタンプラリー」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 趣旨

西播磨地域は、風光明媚な海岸、緑豊かな森、中国山地から播磨灘に注ぐ揖保川・千種川など自然に恵まれており、「水」にまつわるスポット、山城、レトロな街並など観光資源が多数ある。西播磨地域の多様なスポットを観光資源として最大限活用したデジタルスタンプラリーを実施することで、西播磨地域への誘客促進、管内来訪者の回遊性向上、旅行消費額の増加を図る。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 スケジュール

令和7年6月上旬	契約締結
令和7年6月下旬	専用特設WEBサイト公開
令和7年7月1日	デジタルスタンプラリー開始（夏版）
令和7年9月30日	デジタルスタンプラリー終了（夏版）
令和7年11月1日	デジタルスタンプラリー開始（秋・冬版）
令和8年1月31日	デジタルスタンプラリー終了（秋・冬版）
令和8年2月28日	当選者への賞品発送完了
令和8年3月31日	実績報告書の提出

4 委託限度額

¥2,400,000－（消費税及び地方消費税込み）

5 業務概要

- (1) デジタルスタンプラリーの企画・提案及び実施
- (2) 本事業に関する専用特設WEBサイトの構築・維持管理
- (3) 広報
- (4) スタンプラリー参加者等からの問い合わせ対応
- (5) スタンプラリー参加者等の集計・分析

- (6) スタンプラリー賞品の当選者決定、手配・発送
- (7) その他、スタンプラリーに付随する業務

6 業務内容

(1) デジタルスタンプラリーの企画・提案及び実施

ア 企画概要

- (ア) 西播磨地域への誘客促進、管内来訪者の回遊性向上、旅行消費額の増加を図るため、スタンプ獲得数に応じて応募可能な賞を設定したデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という）を企画・提案し、実施する。
- (イ) 企画検討にあたり、効果的な集客が見込めるよう、+αのオリジナリティを盛り込む。（例：モデルコースの設定）
- (ウ) スタンプラリーの名称、キャッチコピー等について、管内イメージにふさわしい設定を乙が行うものとし、甲と協議の上決定する。
- (エ) スタンプ獲得方法は、スタンプスポットに応じて、二次元コード、GPS、コード入力等検討し、山間部等電波状況が良くないスタンプスポットにおいても、スムーズにチェックインできるようにする。
- (オ) スムーズにチェックインできなかった場合の方策を提案する（参加者からの問い合わせ時に入力コードを伝える等）。
- (カ) スタンプスポットについては、別紙1「スタンプスポット候補一覧（夏版）」及び別紙2「スタンプスポット候補一覧（秋・冬版）」を予定しているが、企画趣旨に沿うスポットを別途提案することができるものとする。スタンプスポットへの事業説明、二次元コード・入力コードの掲示等は乙が行うものとし、必要に応じて甲が支援する。

イ 開催期間

夏版 （令和7年7月1日～9月30日）

秋・冬版（令和7年11月1日～令和8年1月31日）

ウ スタンプラリーに使用するシステム

スタンプ獲得に使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとし、システムには次に掲げる機能を備えること。ただし、既存のデジタルスタンプラリーシステムの活用も可とする。

- (ア) 可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとすること。

- (イ) 参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録をすることにより、スタンプラリーに参加できるシステムとすること。
 - (ウ) 参加者が獲得できるスタンプ数は、各スタンプ獲得箇所1か所につき1個とすること。ただし、甲がスタンプ獲得箇所1か所につき2個取得できるよう指定する場合も対応可能な仕様とすること。
 - (エ) スタンプの獲得数に応じて賞品の抽選に応募できるものとすること。
 - (オ) スタンプラリー参加時のユーザー登録は、必要な情報（ニックネーム、年齢、市町村単位の居住地等）のみによる申込みとし、個人を特定できる情報（住所、氏名、電話番号等、以下「個人情報」という。）は賞品の抽選に応募する時点で収集すること。
また、その旨をユーザー登録時点において参加者が確認できるようにすること。
 - (カ) 参加者が、スタンプ獲得箇所及び周辺の観光地について、モバイル端末のスタンプラリー画面から、写真などで確認できるようにデザインを提案すること。
 - (キ) スタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムにすること。
- (2) 本事業に関する専用特設 WEB サイトの構築・維持管理
- 以下の情報を掲載した専用特設 WEB サイトの構築・維持管理をすること。なお、本事業を連想しやすい専用ドメインを乙が提案して取得するものとする。
- ア 開催概要(参加方法、注意事項、FAQ、問い合わせ先等)
 - イ コース及びスタンプスポットの一覧
(一覧に記載する内容：名称、概要、写真、位置図、既存サイトへのリンク先等)
 - ウ スタンプ設置箇所（チェックイン場所の詳細）
 - エ 当選者への賞品
 - オ 賞品応募要項
 - カ 甲のホームページ等、甲が情報発信を行う媒体へのリンク
 - キ その他、甲と乙が協議の上、決定したもの
- (3) 広報
- 乙は、効果的な周知が図られるよう、下記の PR ツールを作成すること（デザイン作成含む）。

- ア チラシ（A4版、両面フルカラー）3,000部以上
- イ ポスター（A2版又はA1版、片面フルカラー）100部以上

（4）スタンプラリー参加者等からの問い合わせ対応

- ア 専用の電話窓口の設置及び専用メールアドレスを取得すること。それ以外の手法については、甲と乙が協議し、利用者の利便性に配慮すること。
- イ 窓口の対応時間は、スタンプラリー期間の土日祝含む全日、午前9時～午後5時までとする。対応時間帯を変更する場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。
- ウ 対応が困難な問い合わせは、甲と協議の上、対応を決定するものとする。
- エ 問い合わせ内容・対応結果の記録管理を行い、甲が求めた場合は随時提示すること。

（5）スタンプラリー参加者等の集計・分析

- ア 乙は、スタンプラリー参加者の属性（性別、年齢、市町村単位の居住地等）及び参加者のスタンプ獲得状況の集計を行うものとし、年代ごとに好まれるスポット等の分析を行うこと。
- イ スタンプラリー期間中、参加者数及びスポット毎のスタンプ獲得状況を日ごとに集計して毎週報告すること。
- ウ 乙は、甲の求めに応じ、集計データを提供すること。提供時期、データの種類については、甲と乙が協議の上、決定する。

（6）スタンプラリー賞品の当選者決定、手配・発送

スタンプラリー賞品の当選者決定、手配・発送業務を行うこと。賞品の選定については、甲と乙が協議の上、決定する。（賞品例：西播磨地域の特産品）

- ア スタンプ獲得数に応じて賞品の抽選に応募できる仕様とし、応募区分、当選者数等については提案をもとに決定する。

応募区分（例）

- ・ 5スタンプ賞
- ・ 15スタンプ賞
- ・ 水のさと賞（夏版コンプリート）
- ・ 山城賞（秋・冬版コンプリート）
- ・ コンプリート賞

- イ 応募は応募区分ごとに1人1回のみとし、モバイル端末のスタンプラリー画面又は電子メールで行えること。

- ウ 賞品に係る費用（購入費、梱包費、抽選・発送費等）は、本業務委託

に含む。

(7) その他、スタンプラリーに付随する業務

乙はスタンプラリーの実施に付随する業務を行うものとする。

7 コンテンツ作成時の留意点

(1) 操作テスト

操作テストとして、PC、スマートフォン、タブレット端末等の異なるブラウザで動作確認を実施すること。

(2) セキュリティ対策

ア 本サイト及び関連システムを構成するソフトウェア、ミドルウェア等について脆弱性が発見された場合には、速やかにパッチ適用等の対応が可能な体制をとること。

イ 外部からの不正アクセスを検知した場合、遮断する等の不正侵入検知を施し、セキュリティ対策を充分に行うこと。

ウ サーバ上のデータバックアップについて、最低限コンテンツ更新時に行うこと。

(3) その他

ア アクセスログを取得し、ログの照会を可能にすること。

イ 次回以降も継続して使用できるデザイン及び仕組みとすること。

8 成果品

乙は、事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること。

(1) 実績報告書

以下を報告の事項とする。原則としてA4版・両面印刷。

ア 委託業務の実施内容

イ 参加者数・居住地域等の属性及びスタンプ獲得状況の集計結果と分析結果

ウ 各スタンプスポットに対する参加者の評価及びコメントの集計結果と分析結果

エ 構築されたシステム機能全体を説明する資料（フローチャート、モバイル端末に表示される画面、収集されたデータの保管方法等）

オ その他甲が指示するもの

(2) 8(1)イ及びウの集計結果及び分析結果のデータ

(3) (必要に応じて) 実施内容の説明資料

9 その他

- (1) 乙は、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために十分な経験と技術力及び調整能力を有する技術者を従事させるとともに、事業内容を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に処理できる制作責任者を置くこと。
- (2) 乙は、委託業務の実施において不明な点が生じたときは、その都度協議を行い、委託業務の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (3) 甲は、乙に対し、必要に応じ委託業務の状況について報告を求めることができる。
- (4) 乙は、本業務で知りえた業務上の秘密を業務完了以後も保持しなければならない。
- (5) 委託料には、デザイン企画・設計に係る著作権その他一切の権利関係の整理に係る費用を含む。
- (6) 感染症の拡大等により予定事業の実施が困難になった場合は、甲と乙が協議の上、事業内容や事業費を変更することがある。そのため、見積書提出に際してはそれぞれの業務の内容及び経費が詳細にわかる見積書を提出すること。
- (7) その他、本仕様書にない事項や本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と乙が協議の上、決定する。